

平成 2 9 年 9 月 1 4 日

平成 2 9 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

平成 2 9 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 2 号 ）

招 集 年 月 日 平 成 2 9 年 9 月 1 4 日 （ 木 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 前 1 1 時 0 4 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番	岡	田	泰	正	2 番	藤	井	清	隆
3 番	村	山	一	彦	4 番	吉	田	哲	也
5 番	井	上	武	津 男	6 番	岡	本	正	意
7 番	畑		武	志	8 番	竹	内	き	み 代
9 番	小	西		啓	1 0 番	岡	田		勇

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀	忠	雄			
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	中	嶋	浩	喜
地方創生担当課長	草	水	清	美			
地域力推進課長	犬	石	剛	史			
人権啓発課長	井	上	順	三			
税住民課長	細	井	隆	則			
福祉課長	岡	田	博	之			
診療所事務長	久	保	順	一			
農村振興課長	東	本	繁	和			
建設事業課長	馬	場	正	実			
会計管理者兼会計課長	山	本	千	代	美		

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	7	番	畑	武	志						
							8	番	竹	内	き	み	代				

議事日程（第 2 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 認定第 1 号 平成 28 年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成 28 年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 28 年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成 28 年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 28 年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成 28 年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成 28 年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 29 年度和束町一般会計補正予算（第 2 号専決）

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまです。

ただいまから、平成 2 9 年和束町議会第 3 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、7 番、畑 武志議員、8 番、竹内きみ代議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み 1 時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

初めに、藤井清隆議員。

○2 番（藤井清隆君）

それでは、一般質問させていただきます。

少子高齢化や核家族化などの進展などにより、住民の生活習慣や価値観が複雑・多様化する中で、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は低下し、身近な生活課題に対する家族や近隣同士での助け合い、地域のつながりも希薄になっております。

このような状況のもとで、住民の福祉に関するニーズも多様化してきており、子供から高齢者まで、年齢、性別、障害の有無などの違いにかかわらず、誰もが住みなれた地域で、その人らしく安心して充実した生活を送るためには、地域における助け合い、支え合う力を高めていくことが一層大切になっております。

地域住民としてのつながりを持ち、思いやりを持ってともに支え合い、助け合うという力を高めていくためには、人々と行政とが力を出し合い、地域における生活課題を解決する取り組みを進めていく必要があります。

このような趣旨のもとに、本年３月に策定されました東部３町村における地域福祉計画に基づく和東町の取り組みの中で、地域交通に絞って質問させていただきます。

まず、コミュニティバスの導入につきまして、１番に、地域交通網整備に当たって町の幹線である府道を通る奈良交通バスについて、その存続の前提は堅持するのかということでございます。

２番、前提した上で、どのようなコミュニティバスをいつから導入する予定か、見解をお伺いいたします。

３番目に、本年３月に出されましたＪＲ関西本線加茂以東沿線地域公共交通網形成計画という概要版がございますけども、それにのっとって質問させていただいています。この計画案ですね、それに盛り込まれました和東町の中心部にコミュニティカフェをつくって、住民交流の拠点にするというこの具体化というのは進んでいるのでしょうか。

４番に、公共交通利用を促進する手だてとして、計画の基本方針４に盛り込まれた、概要版の４番ということですけども、諸般についての具体策をお伺いいたします。

続きまして、２番目に、ふるさと納税につきまして。

ふるさと納税とは、我々がみずから応援したい自治体に対する寄附をいたしますと、住民税や所得税が軽くなる制度でございまして、年収入で決まる上限額ですね、以下ならば自己負担が２，０００円ということですね。３万円の寄附で税金が２万８，０００円少なくなるという実質的にはキャッシュバックになるわけです。これは都市部に集中いたします税収の偏りを是正して地域活性化につなぐため、政府が２００８年に導入されました。

返礼品の高額化などで１４年度から寄附が急増いたしまして、１６年度の寄附総額

は2,844億円、前年度の1.7倍という結果が出たそうでございます。返礼品代が膨らみますと独自政策というものに使えるお金が減少いたしますので、総務省は4月1日付で調達費用を寄附の3割以下にするように要請いたしました。転売しやすい家電とか商品券、家具などの廃止も求めています。

このように始まったふるさと納税なんですけども、普及した原因としては、先ほど申しました税制面でのメリットということと返礼品の魅力ということ、それから、ワンストップ特例といいまして、5カ所以内の寄附の場合には確定申告が要らないというようなことですね。それと、みずから納めた税金の使い道というものを指定できると、そういうメリットが原因していると思われます。

それに対して寄附本来の姿とは逸脱しているとか、金持ちが得をする制度であるとか、いろいろと批判はあることはあるんですが、地域の宣伝とか地場産業の育成とかいうことに少しでもつながれば、さほど悪い制度ではないのかなと思われます。

そこで質問いたします。

1番に、納税手続の簡素化についてということで、これは前に一度、総務厚生委員会のほうでも出てましたけども、重なることをご容赦いただきたいと思います。それと、これは決裁とか申し込みの方法ということですね。

それから、2番目に、税の使い道が説明が冗長で抽象的過ぎるので、端的で具体的なほうがいいのではないか。町の使い道が何通りかあるんですが、その説明が持ち具体的なほうがいいということで申し上げております。

それから、3番に、返礼品の種類を地域の特産品中心にふやすべきではないか。また、金額の上限を上げるというのは、寄附金額自体は上限はないわけですけども、金額に見合った返礼品の上限というのをもっと高額な返礼品を贈れということなんですけども、そういう意味でございます。

以上、質問を終わります。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま藤井議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、コミュニティバス導入について、奈良交通バスの存続についてであります。ご案内のとおり、年々利用者が減り、それに伴う和束町からの赤字補填補助金も増加しております。平成28年度の補助金は3,175万円であり、今年度もそれ以上の補助金が必要と想定されることから、今後の財政負担が懸念される場所ではあります。

しかしながら、奈良交通和束木津線は本町における唯一の公共交通機関であり、住民生活に欠かせない移動手段であります。平成29年3月に策定いたしましたJR関西本線、これは加茂以東でございますが、沿線地域公共交通網形成計画におけるアンケート結果では、今は利用していないが、車を運転できなくなったら奈良交通バスを利用したいとの回答が約50%を占めております。

高齢化が進む本町においては、高齢者の移動手段として奈良交通バスの果たす役割はますます重要となります。また、和束町第4次総合計画で定める交流人口25万人を達成するためにも、奈良交通バスの運行は欠かせないものであると認識しております。

さきに申しました地域公共交通網形成計画における基本方針でも、奈良交通バス和束木津線は基幹交通の機能の維持と強化を図るとしておりますので、今後もこの基本方針に沿った施策を進めてまいります。

その他の質問項目につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきます。

次に、ふるさと納税について、納税手続の簡素化についての質問にお答えをさせていただきます。

本町におきますふるさと納税は、制度ができた平成20年度は4件23万円の寄附

でありましたが、平成２８年度は４０件９８万円と年々増加しております。しかしながら、ふるさと納税額を京都府内の市町村と比較いたしますと、本町は下位に位置しております。これは議員のご質問にもありますように、本町への寄附手続が納付書による金融機関からの振込か現金書留などしかないということが一因と考えられます。寄附金額が上位の市町村はクレジット払いやコンビニ納付を導入していることから、本町においても同様の手段を導入すべく、今後検討を進めてまいります。

その他の質問項目につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

以上、藤井議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、藤井議員のご質問にお答えいたします。

最初に、コミュニティバスの導入について、（２）どのようなコミュニティバスをいつから導入するかのご質問でございますが、ＪＲ関西本線加茂以東沿線地域公共交通網形成計画における施策の中に、高齢者が安全に外出・移動できる交通手段の導入として、自宅からバス停まで移動できない高齢者の気軽で安全な外出を支援するため、ドアツードアに対応した移動手段として、タクシー車両等を用いたオンデマンド交通や低速な電動カート等の小型モビリティの導入を検討することをうたっております。

これの実施時期につきましては、計画では平成３１年度から平成３３年度となっておりますので、笠置町、南山城村、京都府と連携して、計画実現に向けて取り組んでまいります。

次に、（３）の和東の中心部にコミュニティカフェをつくって住民交流の拠点とする。この具体化は進んでいるのかのご質問にお答えいたします。

コミュニティカフェにつきましては、平成２６年４月に和東町公共手段確保に関す

る協議会から提言いただいた和束町における生活交通のあり方についての中で、町の中心部に住民の憩いの場となるとともに、奈良交通バスの待合所の機能を有するコミュニティカフェを整備し、集落とコミュニティカフェを結ぶコミュニティバスの運行の検討が必要とのご意見をいただいたものであり、この意見は今回の地域公共交通網形成計画におきましては、和束町中心部におけますバス交通結接機能の強化として、地域間線系統バスと町内フィーダー交通の乗り継ぎ拠点を整備し、公共交通機関の利便性の向上を図るとして反映しております。この計画の実施時期につきましても、平成31年度から平成33年度となっておりますので、関係機関と連携して取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、（４）公共交通利用を促進する手だてとして、計画の基本方針４に盛り込まれた諸般の具体策についてお答えいたします。

地域公共交通網形成計画の基本方針４には五つの施策を掲げております。

まず、１点目として、総合時刻表の作成を挙げております。計画区域内の鉄道、バスを全て網羅した総合時刻表を発行することにより、交通機関相互の乗り継ぎの利便性の向上を図るとともに、区域内における公共交通ネットワークの存在をＰＲすることを目的として、仮称でございますが、相楽東部地域総合時刻表を作成することとしております。

この計画につきましては、相楽東部３町村、ＪＲ西日本、奈良交通、相楽東部広域連合が実施主体となっており、現在は相楽東部未来づくりセンターが中心となって作成に向けて取り組んでいるところでございます。

２点目は、外出機会を創出するお出かけ情報の提供です。

計画区域内の近隣市の生活関連施設等に関する情報やカフェ、イベントなど楽しみを伴うお出かけ情報の提供を継続的に行うことにより、公共交通を利用した住民の外出意欲を喚起し、交流や地域活性化を支援することを目的として、全日の総合時刻表と一体となった、これも仮称でございますが、相楽東部地域お出かけマップを作成す

ることとしております。この計画につきましても、現在、相楽東部未来づくりセンターが中心となって取り組んでおります。

3点目でございますが、ＩＣＴを活用した公共交通網情報システムの構築でございます。

タブレットやスマートフォンを利用してイベント情報や交通アクセスなどの情報や公共交通に関する情報提供を行い、いつでも、どこでも、気軽に受け取れることにより、住民の外出意欲を喚起し、公共交通の需要を創出することとしております。

本町におきましては、タブレットやスマホに加え、光ボックスの活用も検討しているところでございます。

4点目ですが、多様な主体によるモビリティマネジメントの取り組みとして、小中学生向け、社会人・高齢者・事業所向けなど、さまざまな方を対象として研修会や広報活動などを実施し、公共交通を守り育てる意識の情勢を図ることとしております。これにつきましても、関係機関が連携して取り組んでまいります。

最後の5点目でございますが、高齢ドライバーの運転免許証自主返納に係る施策の推進でございます。

高齢ドライバーによる交通事故防止を図るために、免許証自主返納者に対する公共交通利用に係る経済的負担の軽減策等を実施することとしております。本町におきましては既に運転免許証自主返納者に対しまして、奈良交通バスのＩＣカードを支給させていただいておるところでございます。今後はさらなる充実に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、2のふるさと納税についての（2）税の使い道の説明が冗長で抽象的過ぎるので、端的・具体的なほうがよいのではないかというご質問についてお答えいたします。

ご質問にもございましたように、現在、本町の寄附金の活用先として、次の5項目を設定しております。

1. 自然が輝く、緑豊かなまちづくり、2. 住んでよかった、うるわしのまちづくり、3. こどもからお年寄りまで元気なまちづくり、4. 文化が香る元気なまちづくり、5. 行ってみたい、茶源郷づくり、それぞれにサブタイトルがつきまして、活用分野も明示していることから、ご指摘のように、冗長であるとの感覚を持たれるかと思います。ほとんどの自治体におきまして、ふるさと納税の使い道は選択できるということとなっておりますので、他自治体の例を参考にし、改善できるところは改善してまいりたいと考えております。

次に、（３）の返礼品の種類を地域の特産物中心にふやすべきではないか、また、寄附金額に応じて返礼品の上限を上げるべきとのご質問にお答えいたします。

現在、ふるさと納税に係る返礼品は、５，０００以上寄附していただいた方に対して、寄附額に応じて和東茶や和東茶を使った食品等をセットにしてお渡ししております。

具体的には、５，０００円以上１万円未満の寄附で３種類、１万円以上２万円未満で３種類、２万円以上３万円未満が２種類、３万円以上で３種類となっており、その中から希望に応じた返礼品をお送りしております。

制度開始時の返礼品は和東茶１種類となっておりますが、平成２７年１月から、現在の和東茶を使った加工品のセットに変更させていただいたところ、寄附額が大きく伸びましたことから、さらなる充実を図るべく、現在、返礼品の見直しを進めております。

現時点の案では、３万円以上の寄附に対する返礼品を３万円以上５万円未満、５万円以上１０万円未満、１０万円以上に分け、この１０万円以上の場合は京都和東荘のペア宿泊券もセットの中に取り入れることとしております。

今回の返礼品の見直しは来月１０月を目途にしておりますが、さらなる充実も引き続き検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、藤井議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

2 番、藤井議員。

○2 番（藤井清隆君）

丁寧なご答弁ありがとうございました。

まず、コミュニティバスについてなんですけども、赤字のほうで 3,000 万円を超えるような、もちろん補助はあるんですけども、少しでも減らすような努力・工夫ということは行われていると思うんですけども、どのような形でそういう赤字を減らすような努力をされておるのかということ。

それから、奈良交通のほうでも赤字補填をもちろんしているわけなんですけども、赤字を多くしたらたくさん入ってくると。足らん分は全部補填するわけですから、少なくとも一緒という結果になるわけで。それで、企業努力も必要でお願いするというような格好でやっていただいたほうがいいのではないかと。

ある自治体などは、赤字を減少させたら事業者のほうにバスの購入のための補助金を出すというようなことをやっておられるところもあります。このような努力を求めるということについてどういうお考えかということですね。その点一つ。

○議長（岡田 勇君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答え申し上げます。

まず、奈良交通バスの赤字補填の額につきまして、その軽減の策につきましては、これまで継続的に実施させていただいておるところでございます。

まず、やはり利用促進を図るのが第一でございますので、広報紙等に利用を促進する記事をご掲載させていただいておることと、あと、ご存じのように、高校生の通学定期に係る助成事業を実施しておるところでございます。それと、

先ほど答弁でも申し上げましたように、高齢者の運転免許の自主返納に係る特典といまして、奈良交通のＩＣカードをお渡しさせていただいて、利用促進を図っておるというところでございます。

その他さまざまな取り組みをしております、秋の行楽シーズンには家族でバスを利用していただくという取り組みも進めております、保護者の方１名につきまして小中学生１名がバス乗車が無料になると、そういった施策も展開しておるというところでございます。

それと、バス停の環境改善ということで、まずはバス停の標識を変えさせていただいたということもございます。

それと、赤字の補填額でございますけれども、一定、国の法律等のルールに基づきまして支出しておるというところでございます。当然、奈良交通のほうも企業努力をしております、運営に係る経費の削減には年々努めていただいております。ところでございますけれども、奈良交通全体のバスの利用につきましても、やはり減少傾向ということもお聞きしておりますし、運行に係る経費もやはり年々上がっておるというところございまして、なかなか経営の改善策にはつながっていないということでございます。

本町におきましては、国・府の補助金額につきましては、いわゆる乗車密度というのがございまして、一定のルールで積算した乗車密度が５人で満額の国・府の補助金がいただけるわけでございますけれども、その乗車密度が５人を切った場合につきましては、その減少分に対して補助金が減少されるということでございます。

この５人の乗車密度の改善につきましては、かねてからずっと国なりのほうへ要望しておるというところございますが、まだ実現に至っていないというところございます。

一定、赤字の補填でございますけれども、奈良交通のほうも赤字額につきましては企業として負担していただいておりますというところございまして、和束町が赤字額を

全額補填しているということではございませんので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

2 番、藤井議員。

○2 番（藤井清隆君）

一定の努力をしていただいているということですが、余り結果が見れないようなんで、やはりこういう過疎の地域で継続していくためにはですね、広報とかもちろん重要なんですけども、地域の住民ですよ、全員の幅広く参加であったり努力ということが重要だと思います。

例えば、区ごとにノルマをつくるとか、あるいは寄附ですね。一定の事業者に対する寄附、それから、皆さんで自分たちのバスだということを認識してもらうようなね、4 番の公共交通を守り育てる意識の醸成を図るとうたい文句にもありましたけれども、やはりそういう意識で、自分たちのバスだという認識を持っていただけるような努力ということが欠かせないのかなと思います。その点についてはいかがですか。

○議長（岡田 勇君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今、藤井議員からさまざまな提言をいただいたというところでございます。当然、今おっしゃっていただきましたように、公共交通網の形成計画の中でもうたっておりますように、やはり住民の方々が地域の公共交通機関を守り育てる意識の醸成が必要というのは非常に重要なことであるということで、今回、この企業方針にもうたっておるというところでございます。

これにつきましては、やはり地域地域でこういった意識の醸成を図る施策も今後展開していかなければならないかなと思っておるところでございますし、先ほど言いま

したように、小中学生向けということで書いていますけれども、それ以前、幼児から高齢者まで全て幅広い範囲におきまして公共交通を守り育てていくという意識を醸成していくというのが重要と考えておるところでございますので、その施策の展開につきまして検討を進めてまいりたいと思っておるところでございます。

ご提言をいただきました区に協力依頼ということとか寄附でございますけれども、なかなか実現が難しいようなことが想定されるというところでございますので、また研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

2 番、藤井議員。

○2 番（藤井清隆君）

コミュニティバスについてですけども、先ほど平成31年から33年にかけて基幹である奈良交通をつなぐコミュニティの交通といたしまして小型カートとかモビリティとしましたかね。ふつうコミュニティバスと申しますと10人以上乗るやつとか、いわゆるデマンドタクシーのようなものがあるんですけども、そういったものの導入というのお考えになっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

最初にご答弁申し上げましたように、いわゆる奈良交通のバス停まで本町の地理的な条件によりまして離れているところが多くて、高齢者の方々がバス停まで行くのが非常に困難であるという状況が懸念されておるというところでございます。その中で、先ほど答弁させていただきましたように、タクシー利用のオンデマンドとか低速なカートの小型モビリティの導入を検討することとしておるわけでございます。

このタクシー利用のデマンドにつきましては、ご存じのように、木屋地域で既に実施をさせていただいておるというところでございます、制度開始から年々普及が進んでおるというところでございます。これをまた他の地域へ展開していくのを検討していくということでございます。

それと、あと、電動カートの関係でございますけれども、これにつきましては、一定、京都府のほうで木津川市の住宅地で実証実験をされたという経緯がございます。そういったことも勘案いたしまして、京都府と一体となりまして、今後、導入について検討を進めていくということとしておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

2 番、藤井議員。

○2 番（藤井清隆君）

コミュニティバスを走らせる場合は、どれだけのニーズがあるのかということで需要調査というのをやるわけですが、過疎地における簡易ですね、パーソントリップ調査というのがあるそうなんですけども、これであるか、あるいはアンケートをとって、どれだけのニーズがあるかみたいなことですよね。いろいろ方法があるんですけど、そういうのはされたことはあるか、また計画されているかということです。

○議長（岡田 勇君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今、藤井議員がおっしゃっていただいた手法によりましてニーズ調査を実施はしておりません。先ほど答弁でも申し上げましたように、ＪＲ関西本線の沿線地域の公共交通網形成計画の策定時にアンケートを実施させていただいたというところでございます。

今後、具体的にそういったものを導入ということになるわけでございますけれども、その際には、当然そのニーズ調査が必要になってこようかと思えます。当然、そのニーズを踏まえた形で、その地域に合ったコミュニティバスなりオンデマンド交通なりを導入していくということとなるわけでございますので、当然、ニーズ調査につきましては重要であると認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

2 番、藤井議員。

○2 番（藤井清隆君）

コミュニティバスについてはですね、大分前からいろいろな方が質問もされていて、要求も出ているんです。僕が初めてじゃないので、予定とか計画だけで終わってしまわないように、早急に取り組んでいただきたいところなんです。

原則として、過疎地のいろいろありましてね、ほかにも無償のタクシーとかありますけど、これは検討したことがありますかね。無償の場合は地域の合意があったらできるとかですね、地域タクシー会社の調整も要るんですけど、そういったことの検討については。

○議長（岡田 勇君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

地域内での公共交通につきまして、さまざまな手法を導入するということでございます。本町におきましては、現在、福祉有償運送という形で、社会福祉協議会が実施主体となって、高齢者、一定の要介護者とか身体障害者とか、そういった要件はございますけれども、そういった方々が低廉な価格で医療機関等への利用が可能であるという施策は展開させていただいておるところと、あと、委員会のほうでも申し

上げましたが、10月2日から東部3町村の広域バスを運行するという事となっております。これにつきましては、木屋にバス停を設置するということでございますので、木屋地域におけますコミュニティバス等につきましては、タクシーとあわせて広域バスも利用できるということで、一定充足しておると認識しておるところでございます。

さまざまな手法がございますので、一定また法律のほうも、国のほうはいろいろ改正がございます。貨客混合の運行も可能であるということとなっておりますので、事業者のほうがそこら辺は検討を加えて、利用促進を図っていくということも聞いておりますので、昨今の情勢を踏まえまして、今後の適切な施策を検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

いろいろ要望したいことがあるんですけど、時間ありませんので、こればかりは。

とにかくコミュニティですね、みんなで集まって盛り上げるコミュニティをつくるということなんですけど、そこへ和東各所から集めてきて、人を寄せて、そこで何かやってもらうと、そういうふうに一日も早く実現されることをお願いしておきます。

次に、ふるさと納税についてなんですけど、2番のタイトルですね、これは副題がつけられているんですけど、これはここにはのってないんですけども、納税を行われる場合、やはり返礼品が欲しいということでということで申し込みをされる方が一番多いわけで、純粋に和東町を応援したいとか、使い道を指定して申し込まれる方もいらっしゃると思います。

統計によりますと、どちらが多いかというと返礼品目的のほうが多いみたいなんですけども、選択項目の中に具体的な施策を入れますと使いづらいということがあるか

もわからないんですけども、寄附金というのはいつまで続くかわからない。国の掛け声で始まったもんなんですけど、そういう不安定さ、それから寄附金が幾ら集まるかというのはかなり不安定な要素なんで、一般財源には繰り入れにくいということがありまして、町のほうでも基金をつくって、そちらのほうで対応されていると、今、四百何ぼですか、たまっているという話ですんで、それはそれで結構なんですけども、問題は使い道ですね、寄附される方が使用目的をちゃんと明確にしてということで町のほうを応援したいということでされる場合、やはり目的が具体的なほうが選びやすいということがありますので、もっと具体的なものでやったほうが寄附する人の共感を得られやすいということがあると思うんです。

それで、税金の使い道は関係ないという人には、町長にお任せという選択肢もあるんですが、これはほかのところでも市長にお任せとか、町長にお任せとかという選択肢をつくっているところもあります。だから、これを一つ加えられたらいいということと、今の財源が不安定ですから、単発の事業ですね、それに使われたほうがいいと。

例えば、いろいろ書いてあるんですけど、産業施策であるとか、福祉施策とか観光とかあるんですけど、そういう大枠でももちろん結構なんですけど、もっと具体的に、例えば里山の保全とか、あるいはログハウスを建設するとか、植樹事業をやるとか、そういう具体的なものをのせたほうが共感を得やすいということがあると思います。

それで、人気投票やないんですけども、集まった項目によって寄附が集まったら、それをもとに、ある程度金額を設定しておきまして、１００万円なら１００万円集まったらこの事業をやるというふうにやっておいたほうが、クラウドファンディング的な使い方ですけども、寄附が集めやすいというふうに考えます。その点について。

○議長（岡田 勇君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、本町におきましては、五つの使い道を選択できるということとしておるわけでございます。

その中で、「自然が輝く、緑豊かなまちづくり」につきましては、使途といたしましては、環境保全、上下水道、森林保全と河川整備、資源循環を例示させていただいております。

「住んでよかった、うるわしのまちづくり」につきましては、道路、公共交通、防犯、情報ネットワーク、「こどもからお年寄りまで元気なまちづくり」につきましては、人権尊重、保健医療、子育て支援、障害者・高齢者福祉、「文化が香る元気なまちづくり」につきましては、学校教育、ふるさと教育、社会教育、スポーツ、交流活動、歴史文化と「行ってみたい、茶源郷づくり」につきましては、茶産業の振興、農林商工業、雇用の拡大、担い手の育成という形で使途を明示させていただいております。

藤井議員ご質問にございましたように、もっと具体的にのせたらということでございますけれども、なかなかこれだけ多岐にわたっておるところでございますので、全てを網羅するというのは困難かなと思っておるところでございます。

さきの答弁のとおりでございまして、他の自治体を参考にいたしまして、また改善できるところは改善させていただきたいと思っておるところでございます。

ご質問がございましたように、現在、基金を積んでおりまして、平成２８年度末では４５１万３，０００円の基金があるわけでございます。ただ、五つに分けておるところでございまして、多いところで３番がこどもからお年寄りまで元気なまちづくりで１５５万円強、少ないところでしたら２番の住んでよかった、うるわしのまちづくりで３８万円ということとなっております。やはり分散することによりまして、指定された使い道によります施策がなかなか展開できていないというのも現状でございます。継続的な事業が実施できないということもございますので、一定、その点も考慮した形で、今後の使い道につきましても検討を進めていかなければならない

かなと思っておるところでございます。

ご質問がございましたように、自治体によっては町長にお任せというところもあるわけでございますけれども、そういったものも研究をしてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

2 番、藤井議員。

○2 番（藤井清隆君）

次に、返礼品のほうで一つお願いしたいと思います。

お茶を中心に返礼品を組まれているわけですが、木津川市とかちょっと取り寄せたんですけれども、返礼品が全部で68品目ありまして、さまざまなものがあります。お茶だけやなしに地域の特産品ですよ、食べ物だけではないです。お寺とか、そういうところの朱印とか、そういうものがありますね。返礼品の募集ですね、商工会あたりと連携いたしまして、そこで返礼品を募集してもらおうと。あと、価格帯で2,000円なら2,000円、3,000円なら3,000円、これでやってくれと募集しまして、それで品ぞろえをします。木津川市なんかはそうやっています。

あと、グループ分けとかもありますし、やはり全体ですね、商品開発、これはふつうには商品を生ろうと思えばマーケティングをやって、つくってですね、規格品をそろえて、何から何まで全部自分でやらんといかんわけです。商売って結構大変なもんなんで、だから、ふるさと納税というのは一つのチャンスなんで、返礼品として適当なものを地域の中で特産品、これはいけるというものを見繕ってつくるといえるか、みんなの力で取り寄せまして、それで図っていくと。

とにかく数をふやさんとだめなんです。大体1億円集めようと思ったら100はないとあかんと言われているので、だから、数をとにかくふやす。そのためには地域の人に呼びかけると。

宇治田原は20人ぐらいの篤志で、スタッフがボランティアでやるとかいうふうに聞きましたけども、返礼品の数をとにかくふやすと。そして、価格帯も3,000円、5,000円のもの、1万円のものをつくりまして、それでやって軌道に乗ると、まずこれが大事だと思います。

それと、やってもいつまで続くかわからないということがありますんで、ふるさと納税だけに頼ってやっても、結局、普及が減ったらペタッということになりますので、あくまでもこれは一つの商品のテストケースとして考えていただいて、納税が終わってなくなってもやっていけるような商品開発というのを町全体の中でやる必要があるのではないかと、そういうふうに考えます。それについてお答えを。

○議長（岡田 勇君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

返礼品につきましては、本町におきましては、ふるさと納税の趣旨に即しました返礼品といたしまして、町の基幹産業でございますお茶の製品を送らせていただきまして、本町のPRをさせていただいておるところでございます。

議員ご質問ございましたように、全国的に返礼品競争が激しくなっております、質問にもございましたように、一定、総務省からの通達も出てきておるところでございます。そういったことも受けまして、本町におきましては、やはり町のPRを継続して進めていきたいということで、見直しを今、進めておるところでございます。答弁させていただきましたように、今回、京都和東荘の宿泊券もセットさせていただきまして、本町を訪れていただきまして、それがリピーターになっていただきまして、交流人口の増加につながるようという形で考えさせていただいておるところでございます。

ただ、お茶だけが本町の産業ではございません。さまざまな形で水稻なり、いろん

な形で耕作をされておられる住民の方々がおられるわけでございますので、そういったものも返礼品の中に組み入れるということは、当然検討していかなければならないと思っておるところでございます。現在の返礼品につきましては、和束町の活性化センターをお願いをして調達をしていただいておりますというところでございます。

町長から答弁させていただきましたように、ふるさと納税の手續の簡略化ということで、クレジット納付等を今後検討していくわけでございますが、そういった中ではインターネットのふるさと納税の専用のサイトを活用するというのを今、視野に入れておるところでございます。そういったサイトを利用するということになりましたら、やはり返礼品を充実していかなければならないというように認識しておるところでございます。

今後、さらなる充実に向けて検討を進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

2 番、藤井議員。

○2 番（藤井清隆君）

サイトのほうでももちろんそれも大事なんですけども、パンフレット、これを作成していただきたいということですね。

それとあとですね、返礼品として物だけじゃなしに事です。招待券ですね。山の家があるんですけども、イベントへの招待とか、あるいは祭りですね、そういったことへ招待してもらって訪問してもらうということですね。交流人口の増加ということをやたっておられるわけですから、やはりそういうところで訪問してもらうということが大事かと思えます。

それと、歴史資産のようなものを活用されて、さっき申しましたように、お寺の朱印であるとか、金胎寺なんかもありますし、そういったところの観光招待とか、珍し

いものですね。都会の人が申し込んでいただけるわけですから、自分たちの住んでいるところは特別なものでないと思っけていても、まちから見ると非常に珍しいというか、興味を持たれる場合がありますので、幅広い人に呼びかけてですね、団体とかそういうのに呼びかけまして、商工会は欠かせないと思うんですけど、そういった返礼品を1点でも多く出してもらうように働きかけていただくということが肝心かと思ひます。

やはり自主財源というのはなかなかありませんので、自分で自由に使える補助金、交付金、ひもつきみたいなもんですので、自主的に使える財源として確保すると。ちょっとでもたくさん確保して、やりたい政策というものを進めていくということが重要かと思ひますので、ひとつよろしくお願ひします。どうですかね、町長。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま藤井議員からいただきました質問でございますが、確かに、今、ご提案いただいておりますように、ふるさと納税をまず高めていく、こういう方法をもっととっていくべきだと、こういうことであります。

私、最初にも答弁させていただきましたように、まずは納税をしやすいような方法という、手段を改善していかなきゃならない。これは先ほども答弁しました。

もう一つは、もっと地域に魅力を持つ、また、返礼品にも魅力を、そして、それぞれ特色のあるものを工夫していく、そうしていくべきだと。そして、和束町のように自主財源のない町はもっとそれを高めていくべきだと、そういう方向でもう少し、せつかくふるさと納税があるんだから、もっといろんな工夫して、それをふやしてもらえような努力をしてほしいということで、いろんなカタログもつくってやるべきだということでご提案いただきました。

今、ご提案いただきました内容も含めながら、私どもも、こうしたふるさと納税がある以上は、これを一層高めていく努力をこれからもしていきたいと思ひますので、

ただいま質問の中で非常に貴重なご意見をいただいておりますので、そういったことも参考にさせていただいて、これからも取り組んでまいりたいと思いますので、これからも一層のそういったご支援とかご指導を賜りますことをお願いいたしまして、私からの答弁とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

2 番、藤井議員。

○2 番（藤井清隆君）

そういう形ですね、やはりちょっとでもこの政策を進めていかれるように。最近の伸びはすごいですから。ここ二、三年の間のふるさと納税の寄附額というのは物すごいもんで、2,800 億円ですか。去年の 1.7 倍ということで、だから、まだまだこれから伸びると思いますんで、住民税の 2 割ということなんで、目いっぱいやっても全体の税金の税収から見るとしれたもんなんで、だから、やはり都市の税金をちょっとでも地方のほうへ持ってくるというために一生懸命努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（岡田 勇君）

藤井清隆議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前 10 時 40 分まで休憩をいたします。

休憩（午前 10 時 30 分～午前 10 時 40 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、認定第 1 号 平成 28 年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について、
認定第 2 号 平成 28 年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認

認定第3号 平成28年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成28年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成28年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成28年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成28年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

認定第1号から第7号の提案理由を申し上げます。

平成28年度和束町一般会計ほか6特別会計の決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書及び関係書類を添えて、提出するものでございます。

ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

お諮りいたします。

本決算審議につきましては、議員全員の10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの平成28年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について及び平成28年度和束町各特別会計歳入歳出決算認定についての以上7件については、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第4、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和束

町一般会計補正予算（第２号専決））を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第９号の提案理由を申し上げます。

承認第９号 平成２９年度和束町一般会計補正予算（（第２号専決）は、平成２９年８月５日から８日に発生した台風５号に伴い、町内において災害が発生し、測量設計業務を委託したく予算補正をする必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分させていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

承認第９号のご説明を申し上げます。

承認第９号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成２９年９月１３日提出

和束町長 堀 忠雄

次のページでございます。

専決処分書

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成２９年８月１０日

１．専決事項 平成２９年度和束町一般会計補正予算（第２号専決）

２．専決理由 平成２９年８月５日から８日に発生した台風５号に伴い、町内で
災害が発生し、災害に係る測量設計業務を委託したく、予算補正を
する必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間
的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第１７９条第
１項の規定により専決処分する。

次のページでございます。

平成２９年度和束町一般会計補正予算（第２号専決）

平成２９年度和束町一般会計補正予算（第２号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５４万８,０００円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１億３,８６９万８,０００円と
する。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２９年８月１０日専決

和 束 町 長 堀 忠 雄

おめくりいただきまして、第１表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

まず、１の歳入でございます。

１９款繰越金、３,８３６万円、２５４万８,０００円、４,０９０万８,０００円。

歳入合計、３１億３,６１５万円、２５４万８,０００円、３１億３,８６９万８,０
００円です。

次のページ、２の歳出でございます。

10 款災害復旧費、853万6,000円、254万8,000円、1,108万4,000円。

歳出合計は、歳入合計と同じでございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料No.9によりましてご説明申し上げます。

総括は省略させていただきます、5ページ、6ページでございます。

2. 歳入。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額が254万8,000円でございます。

1 節の前年度繰越金でございます。

次のページでございます。

3 の歳出。

10 款災害復旧費、1 項農林業施設災害復旧費、1 目農業用施設災害復旧費、39万7,000円の補正でございます。

13 節の委託料でございまして、測量設計業務委託料で農業用施設災害復旧分でございます。

同款、同項、2 目農地災害復旧費で146万3,000円。

13 節の委託料でございまして、測量設計業務委託料、これにつきましては農地災害復旧分でございます。

10 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋りょう施設災害復旧費で68万8,000円の補正額でございます。

13 節の委託料でございまして、同じく、測量設計業務委託料でございます。道路橋りょうの災害復旧分でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

今、いわゆる台風 5 号の被害ということで専決処分として処理をされているわけですが、今、挙げられました被害の状況についてもう少し具体的に、箇所であるとか、また被害状況であるとか、その辺について説明いただきたいと思います。

○ 議長（岡田 勇君）

馬場建設事業課長。

○ 建設事業課長（馬場正実君）

ただいまの岡本議員からのご質問でございますが、今回、農業用施設、水路 1 件、それから農地 4 件、公災ですけれども、公災につきましては町道 1 件の計 6 件でございます。

○ 議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

今、件数についてご報告いただいたわけですが、具体的な被害の状況についてもう少し説明いただきたいと思います。

○ 議長（岡田 勇君）

馬場建設事業課長。

○ 建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

路線名でいいますと、町道が名荷線、路肩でございます。農業施設、水路につきましては梶兵水路という水路で、これも水路が崩壊しております。あと、農地 4 件につきましては、田の畦畔が崩壊した事案でございます。

○ 議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

わかりました。

それですね、今回、台風 5 号の関連被害ということでこういった予算を組んでいただいたわけですが、委員会でも、一定、災害に対する対応について幾つかお聞きをしたわけですが、こういう機会もありますので、幾つか改めてお聞きしておきたいと思います。

その前にですね、先日も委員会では確認させていただきましたけども、このような被害が出た台風 5 号の関係で、一定、避難者のほうも出ておったというふうに委員会でも報告がありましたけども、改めてその避難の状況についてご報告いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

台風 5 号におけます避難所につきましては、7 カ所開設させていただきまして、10 世帯 10 人の方が避難されたということでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

それで、先日の委員会でもお話があったわけですが、今回、7 カ所の避難所を開設していただいたんですけども、あのとき、多分、副町長のほうからだと思うんですけども、例えば、和束小学校の夏休み中ということもありますので、あけるということ検討したけれども、いわゆる空調の関係ですね、酷暑の夏ということもありまして、空調のない環境ではやはり避難所としてはふさわしくないということで、空調の

環境のある施設のほうでということで、それも一つの開設の条件になったということでお聞きしたわけですが、それはそれで対応としては間違っていないと思うんですけども、ただ、やはり学校施設のそういった避難所としての機能という意味では、体育館というのがどうしても避難所として想定されるわけですが、体育館というのは基本的に空調というのはつかないといいますかね、整備がなかなかされていないという状況があります。学校施設としても、一応、和東中学校には空調がつけましたし、あと、ことし、今、和東小学校のほうにも空調を今つけていただいているという状況があります。そういう点では、やはりその条件を生かした避難所としての機能というものも検討いただく必要があるというように思うんですね。

ですから、一般教室、会議等、体育館以外のところでも一定の数について収用できるスペースはあると思うんですけども、その辺、今後、学校施設の避難所としての機能を高めるという点でどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回の避難所に指定させていただいております小中学校の校舎でございます。委員会でも副町長から答弁させていただきましたように、やはり暑い時期でございましたので、空調が整備されているところをオープンさせていただいたというところでございます。

ただ、今後、こういった形で、今週末につきましても台風の襲来が懸念されておるというところでございます。避難所の環境の改善につきましては、当然、課題事項ということで認識はしておるというわけでございます。そういった中で、学校につきましては、教育委員会が所管しておるというところでございますので、教育委員会と連携を図りながら、よりよい環境づくりに努めてまいりたいと思っておるところでござ

います。

ご存じのように、避難所につきましては、一定、こういった台風とか、一過性の災害の一時避難と、あと、大規模災害におきまして、家屋等が倒壊して生活ができなくて避難所で生活を送るという、この二つの種類がございます。本町において、地域防災計画においては両方とも同じ施設を指定させていただいておるのが現状ではございます。当然、そういった長期にわたる避難につきましては、学校での体育館等につきましては、やはり高齢者とか要配慮者につきましては、非常に長期の生活が困難であるというのは想定されるところでございます。そういった方たちにつきましては福祉避難所の利用をしたり、当然、空調が整備されております教室等の利用につきましても検討を進めていかなければならないというような認識を持っておるところでございます。

いずれにいたしましても、住民の安心安全を第一に考えてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

その辺はぜひ教育委員会とも連携いただいて、そういった意味での強化というものもぜひしていただきたいと思いますし、先日の委員会でも、今回指定された避難所の中には、やはり水害時ですね、大雨豪雨時に浸水の可能性のあるという意味ではですね、保育所であるとか、また福祉センターもそうですし、人権センターもそうなんですけども、そういった危険性のある避難所も多くあります。そういう点では、やはり高台にある学校等の機能は大変大事だというふうに思いますので、ぜひ、その辺は早急に検討いただきたいと思います。

あとは2点ほど確認も含めてお聞きしたいんですけども、一つは、これは前から気

になるんですけども、いわゆるこの間、設置はいただいているんですけども、災害時における案内の標示なんですね。今、いわゆる観光等で、町内の方だけじゃなくて外国人の方も含めて、さまざまな方が時期によっては多く町内に滞在されているという状況があります。そういう意味でも、いわゆる災害というのは観光の人がいないときだけとか選んで来るわけじゃありませんので、そういう点では、やはりそういった方も含めて、いざというときにどこに逃げればいいのかということがわかる、そういった標示等も今後ますます必要になってくるというように思ったんですね。

この間、ここ数年間で一定避難所はこことかね、そういうような標示はいただいたんですけども、ほかのまちのそういった標示を見るにつれて、なぜ、あんなに小さいのかというふうにいつも思うんですよ、和東町の標示というのが。しかも、物すごく高いところにあると。信号ぐらいの高さのところに必ずついていると思うんですよね。しかも文字が小さいですね。

いろいろ標示するには府道のどうのこうのとか、電柱がどうだとか、いろんな規制があるから云々と言われるんですけども、ほかの例えば木津川市とか精華町の道路を通っていたときに、もっとわかりやすい看板が同じようなところにちゃんとついているわけなんですよ。なぜ、和東町ではああいうのがつかないのかといつも通っているんです。ですから、もう少し誰の目にもわかりやすいような、一定大きさのある、字の大きい、あと外国人の方にも対応できるような標示をしたような案内標示が必要じゃないかと思うんでね、この間いろいろつけていただいて、二重手間ということで大変申しわけないんですけども、ただ、やはりこういったものはわかりやすさが大事ですから、ぜひ今後検討いただきたいというのが1点です。

もう一つは、これは住民の方から、今回のところも含めて心配の声として聞いているんですけども、この間、北九州の豪雨があって、大変、山から材木等の流入等もあって、大きな被害が出ました。和東町も山が多い地域で、残念ながら、なかなか整備が行き届いてないというところが多いと思うんですけども、それだけ立ち枯れである

とか、また間伐された後の切り捨てになっているようなものが大きな豪雨の中でどのように動いていくのかということも心配されている声もございます。

そういう点で、今後すぐにできることじゃないかもしれないんですけども、そういった森林の整備も含めてですね、災害対策という点で、今後、どのように考えておられるのかも含めて、参考にでも結構ですので、方向性について説明いただきたいと思っています。

○議長（岡田 勇君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

避難所への誘導看板につきましては、かねてから岡本議員のほうからご質問等をいただいております。

当然、地域に住んでいる者について、避難所の位置については把握をしておられるということでございます、今、ご質問にもございましたように、やはり滞在者とか観光客とか、特に今回はインバウンドということで、外国人の方も、当然、本町を訪れておられるケースが多いということでございます。その中で地震等が起こった場合の避難所への誘導につきましては、やはりグローバル化を図っていかなければならないという認識は持つておるところでございます。現在の看板につきましてはそのまま活用させていただきまして、一定、補完できる標示につきましても検討していきたいと所管課では思っておるところでございます。電柱に巻きつけて標示をしているというケースもございますので、そういったものが可能かどうかというのを研究してまいりたいと思っておるところでございます。

2点目の土砂災害でございますが、土石流とか流れるということで、間伐材とかが山から流出して、それがせきとめとなって大きな災害をもたらしたというところでは認識をしておるところでございます。

ご質問にもございましたように、本町につきましては山林が7割ほど占めておるといふところがございますので、そういった事象が懸念されるというところがございます。そういったことにつきましては、森林組合なり森林の担当課と連携を図りながら、対策を検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和束町一般会計補正予算（第2号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。
起立全員です。

したがって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和束町一般会計補正予算（第2号専決））は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました決算特別委員会は、来る9月19日午前9時30分から本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午前11時04分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 29 年 11 月 27 日

和束町議会議長 岡 田 勇

署名者 和束町議会議員 畑 武 志

〃 和束町議会議員 竹 内 きみ代